

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県公益認定等審議会条例施行規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県公益認定等審議会条例（平成20年高知県条例第2号）第12条の規定に基づき、高知県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（庶務）

第2条 審議会の庶務は、団体等（高知県公益認定等審議会条例第11条に規定する団体等をいう。以下この条及び次条において同じ。）を所管する課（本庁（高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）第3条第1号に規定する本庁をいう。）の課をいう。次条において同じ。）において当該所管する団体等に係るものを処理し、高知県総務部法務文書課（同条第4項において「総務部法務文書課」という。）において総括する。

（幹事長、幹事及び書記）

第3条 審議会に幹事長、幹事及び書記を置く。

- 2 幹事長は、高知県総務部法務文書課長をもって充てる。
- 3 幹事は、高知県総務部法務文書課副参事及び団体等を所管する課の長をもって充てる。
- 4 書記は、総務部法務文書課及び団体等を所管する課の職員のうちから、知事が任命する。
- 5 幹事長は、会長の指揮を受け、審議会の庶務を掌理する。

高知県公益認定等審議会条例施行規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県公益認定等審議会条例（平成20年高知県条例第2号）第12条の規定に基づき、高知県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（庶務）

第2条 審議会の庶務は、法人を所管する課（本庁（高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）第3条第1号に規定する本庁をいう。）の課をいう。次条において同じ。）において当該所管する法人に係るものを処理し、高知県総務部法務文書課（同条第4項において「総務部法務文書課」という。）において総括する。

（幹事長、幹事及び書記）

第3条 審議会に幹事長、幹事及び書記を置く。

- 2 幹事長は、高知県総務部法務文書課長をもって充てる。
- 3 幹事は、高知県総務部法務文書課副参事及び法人を所管する課の長をもって充てる。
- 4 書記は、総務部法務文書課及び法人を所管する課の職員のうちから、知事が任命する。
- 5 幹事長は、会長の指揮を受け、審議会の庶務を掌理する。

6 幹事は、会長の指揮を受け、審議会の庶務を処理する。

7 書記は、幹事長又は幹事の指揮を受け、審議会の庶務に従事する。

第3条の2 前条第3項の規定にかかわらず、知事は、高知県総務部参事の中から幹事を任命することができる。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

6 幹事は、会長の指揮を受け、審議会の庶務を処理する。

7 書記は、幹事長又は幹事の指揮を受け、審議会の庶務に従事する。

第3条の2 前条第3項の規定にかかわらず、知事は、高知県総務部参事の中から幹事を任命することができる。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。